

農業資材等高騰緊急対策事業及び飼料購入緊急支援事業等の各種事業を実施します

コロナ禍やウクライナ情勢の長期化、円安の影響による原油価格、物価高騰の影響を受ける農業経営体に対し、次期作への生産意欲の減退を防ぐため、価格が高騰している生産資材費（肥料）の購入経費に対する支援や燃油代等への支援、市内畜産農家の飼料購入費への支援を実施します。また、国が進める水田活用直接支払交付金の見直しにより減収となる牧草生産を行う農業経営体に対し、永年生牧草の作付に対する支援を実施します。

事業概要

▶施設園芸省エネルギー化緊急対策事業

【事業実施主体】 花巻農業協同組合（受益者3戸以上）、生産者の組織する団体（受益者3戸以上）
法人（受益従事者5名以上）

【事業概要】 コロナ禍における燃油価格高騰により、生産コストが増大している施設園芸等生産者の負担を軽減するため、省エネルギー化に資する資材等の購入等を支援し、燃油価格の高騰による影響を受けにくい施設園芸等への転換を図ります。

【補助内容】 ①施設の保温性、採光性又は気密性の向上を図る被覆資材等の導入経費（内張等）
②施設内温度の均一を図る機器の導入経費（循環扇等）
③暖房機の燃焼効率の向上を図る取組に係る経費（暖房機のメンテナンス）

【補助金額】 **事業費の1/2** なお、各補助内容の上限事業費は以下のとおり
① 資材を導入する施設面積10アールあたり 1,400,000円
② 導入機器1台あたり 42,000円
③ メンテナンス1台あたり 30,000円

【申請方法】 各事業実施主体が内容を取りまとめ、市に申請書類を提出

▶園芸作物生産資材価格等高騰対策事業

【事業実施主体】 花巻農業協同組合（以下「花巻農協」）等

【事業概要】 コロナ禍やウクライナ情勢の長期化、円安の影響による原油価格、物価高騰の影響を受ける農業経営体に対し、次期作への生産意欲の減退を防ぐため、価格が高騰している生産資材費に対して支援を行う

【補助内容】 令和4年7月から令和5年6月に購入した令和5年産園芸作物（果樹、野菜、花き）の生産に係る肥料購入価格の5%相当額

【補助金額】 **肥料（基肥）購入価格の5%**

【申請方法】 ・花巻農協組合員は、花巻農協が肥料の購入金額の取りまとめを行い、市へ申請する予定
・花巻農協組合員以外の農業経営体は、肥料の購入金額がわかる書類を花巻市農政課へ提出
補助金交付申請手続きは、令和5年7月以降を予定

▶ 燃油価格高騰対策事業

【事業実施主体】 花巻農協等

【事業概要】 コロナ禍やウクライナ情勢の長期化、円安の影響による原油価格、物価高騰の影響を受ける農業経営体に対し、次期作への生産意欲減退を防ぐため、価格が高騰している燃油代に対して補助を行う

【補助内容】 令和4年11月から令和5年3月までの期間、ハウスで菌床しいたけおよび園芸作物の生産を行う場合の燃油代への補助

【補助単価】	菌床しいたけ（灯油）	ハウス1棟当たり	22,000円
	切花、鉢花（灯油）	ハウス100㎡当たり	4,300円
	切花、鉢花、きゅうり（重油）	ハウス100㎡当たり	2,100円

【申請方法】 ・花巻農協組合員は、花巻農協が内容を取りまとめ、市に申請書類を提出
・花巻農協組合員以外の農業経営体は、直接市に申請書類を提出

▶ 飼料購入緊急支援事業

【事業実施主体】 畜産（牛、豚、鳥）経営を行っている農業経営体

【事業概要】 コロナ禍やウクライナ情勢の長期化、円安の影響により、滞船やコンテナ不足が生じ輸入配合飼料、乾牧草の価格が高騰し経営が深刻化していることから、輸入や国内飼料に依存している市内畜産農家の飼料購入費に対して補助を行う

【補助内容】 畜産（牛、豚、鳥）経営を行う農業経営体が令和4年4月1日から令和5年3月31日までに購入した飼料代に対する補助

【補助金額】	輸入粗飼料	1トン当たり	10,000円
	国内粗飼料	1トン当たり	1,000円
	配合飼料	1トン当たり	1,000円

【申請方法】 各畜産農業経営体が、直接市に申請書類を提出

▶ 水稲生産緊急支援事業

【事業実施主体】 認定方針作成者等

認定方針作成者…米穀の生産調整に関する方針を作成し、農林水産大臣から認定を受けたコメの生産出荷団体（花巻農業協同組合、(株)渡嘉商店、関庄糧穀(株)、(有)すぐね、(有)板垣農場）

【事業概要】 コロナ禍やウクライナ情勢の長期化、円安の影響による原油価格、物価高騰の影響を受ける農業経営体に対し、次期作への生産意欲の減退を防ぐため、価格が高騰している生産資材費（水稲基肥）に対して支援を行う。

【補助内容】 令和4年7月から令和5年6月までに購入した令和5年産の水稲生産（主食用米、加工用米、備蓄米、飼料用米（一括管理））に係る肥料購入価格の5%相当額

【補助金額】 肥料（基肥）購入価格の5%

【申請方法】 認定方針作成者が肥料の購入金額の取りまとめを行い、市へ申請予定
認定方針作成者に所属していない農業経営体は、肥料の購入金額がわかる書類を花巻市農政課へ提出
補助金交付申請手続きは、令和5年7月以降を予定

▶水田活用永年生牧草支援事業

【事業実施主体】 花巻市農業推進協議会

【事業概要】 水田活用直接支払交付金の見直しにより、当年産永年生牧草に対する戦略作物助成が、播種を行わず収穫のみの場合10アール当たり10,000円、播種から収穫まで行う場合10アール当たり35,000円と助成金額が異なることとなり、畜産農家の牧草生産の経営を圧迫していることから、播種を行った場合と行わない場合の生産コストの差額に対する補助

【補助内容】 令和4年度において、播種を行わず牧草生産を行う農業経営体

【補助単価】 **10a当たり5,000円**

【申請方法】 ①花巻市農業推進協議会が各農業経営体の令和4年産作付及び生産出荷状況等を営農計画書等により確認
②花巻市農業推進協議会が内容と取りまとめ、市に申請書類を提出
※各農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません